

○京都府自治会館管理組合議員報酬及び特別職の報酬に関する条例

(平成24年 2 月20日 条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定において準用する法第203条の規定に基づく議員報酬及び法第292条の規定において準用する法第203条の2の規定に基づく報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬の支給)

第 2 条 京都府自治会館管理組合議会の議員（以下「議員」という。）がその職務に従事したときは、議員報酬を支給する。

2 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者（常勤の職員を除く。）
- (3) 監査委員

(議員報酬及び報酬の額)

第 3 条 議員報酬の額は、別表第 1 に定めるところによる。

2 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表第 2 に定めるところによる。

(議員報酬及び報酬の支給方法)

第 4 条 議員報酬及び報酬は、現に職務に従事した日に対してその都度支給する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	議員報酬
議員	（日額） 13,900円

別表第 2（第 3 条関係）

区 分	報酬
管理者	（日額） 13,900円
副管理者（常勤の職員を除く。）	（日額） 13,900円
監査委員	（日額） 13,900円